

万葉集をよむく令和にちなんで 第4回

新町公民館

北川 和秀

◎ 前回の宿題

○ 万葉集の郎女・大嬢・娘子

① 郎女……石川郎女、巨勢郎女、大伴坂上郎女、大伴郎女、紀郎女、藤原郎女、（輕太郎女）

② 大嬢……大伴田村大嬢、大伴坂上大嬢のみ

③ 娘子……舍人娘子、清江娘子、娘子（園臣生羽の女）、依羅娘子（柿本朝臣人麻呂妻）、筑紫娘子、土形娘子、出雲娘子、勝鹿真間娘子、常陸娘子、河内百枝娘子、巫部麻蘇娘子、豊前国娘子大宅女、安都扉娘子、丹波大女娘子、娘子（遊行女婦児嶋）、日置長枝娘子、他田廣津娘子、縣犬養娘子、上総末珠名娘子、豊前国娘子紐児、播磨娘子、対馬娘子名玉槻、狭野弟上娘子、遊行女婦蒲生娘子

○ 内命婦・外命婦

・五位以上の位階を持つ女官が内命婦、夫が五位以上の位階を持つ女官が外命婦。
・凡そ内親王、女王、及び内命婦、朝参に行立せむ次第は、各本位おのおのに従よれ。其れ外命婦は、夫の位の次つぎに准なずへよ。（令義解 後宮職員令16）

○ 「ゑまして」（四・六八八）の表記

① 青山乎 横致雲之 灼然 吾共咲為而 人二所知名（原文）

② 青山を横切る雲のいちじろく吾と笑まして人に知らゆな（万葉集私注）土屋文明

③ 青山を横切る雲の著いちしろくわれと咲ゑまして人に知らゆな（日本古典文学大系）

④ 青山を横ぎる雲のいちしろく我れと笑ゑまして人に知らゆな（新潮日本古典集成）

⑤ 青山あをやまを横ぎる雲のいちしろく我あれと笑ゑまして人に知らゆな（新編日本古典文学全集）

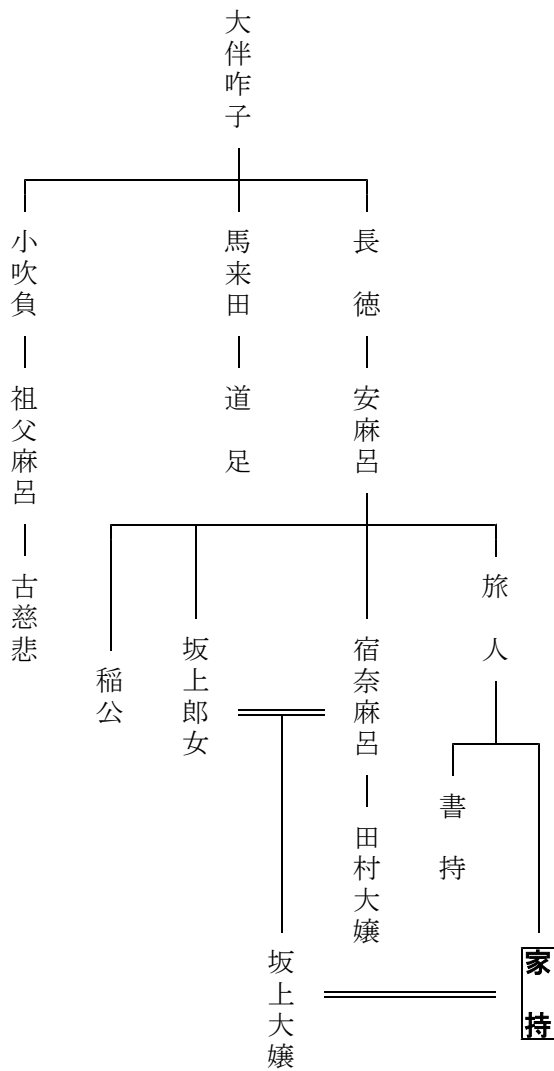
○ 信濃国内の「シナ」の付く地名（和名類聚抄において）

① 更級郡「佐良志奈」、② 埴科郡「波爾志奈」

③ 更級郡当信郷（「たしな」または「たぎしな」か）、④ 更級郡更級郷「左良之奈」

⑤ 高井郡穂科郷「保之奈」、⑥ 埴科郡倉科郷「久良之奈」

大
伴
家
持



卷別家持歌数

計	20	19	18	17	16	8	6	4	3	卷
四二六	七三	八六	五九	六六	二	四九	九	六四	一八	短歌
四六	五	一七	一〇	九		二			三	長歌
一				一						旋頭歌
四七三	七八	一〇三	六九	七六	二	五一	九	六四	二一	合計

＊卷八・一六三五番歌は尼との連歌

20	19	18	17	卷
二二二四	一五四	一〇七	一四二	卷全歌
七八	一〇三	六九	七六	家持歌
三四・八%	六六・九%	六四・五%	五三・五%	家持歌率

末四巻の家持歌率

* 卷二〇には防人歌九二首を含む
これを除けば家持歌率は五九・一%

*家持は延暦四年（七八五）八月二十八日に没するが、同年九月二十三日に起きた藤原種継暗殺事件に関与していたとされ、処分された。『続日本紀』編纂時には家持はまだ名誉回復されておらず、そのためか、『続日本紀』の家持死没記事には家持の享年が記されておらず、生年が分からない。

*『公卿補任』の宝龜十一年（七八〇）条の大伴家持の項には「天平元年己巳生」とあるが、それでは家持は五歳頃に初月歌を作ったことになり、また十歳で内舍人を勤めていることになり、信じがたい。同書の天応元年（七八一）条の大伴家持の項には「六十四」とあり、それによって逆算すると生年は養老二年（七一九）となる。その生年であれば、家持の官歴・事績との矛盾はない。

大伴家持年表

西暦	年号	天皇	先皇	執政	事項
七二七	養老元年	元正	元明		旅人54中納言。この頃、家持誕生
七二八	養老二年				日本書紀撰進
七二九	養老三年				
七三〇	養老四年				
七三一	養老五年				
七三二	養老六年				
七三三	養老七年				
七三四	養老八年				
七三五	養老九年				
七三六	養老十年				
七三七	養老十一年				
七三八	養老十二年				
七三九	養老十三年				
七四〇	養老十四年				
七四一	養老十五年				
七四二	養老十六年				
七四三	養老十七年				
七四四	養老十八年				
七四五	養老十九年				
七四六	養老二十年				
七四七	養老二十一年				
七四八	養老二十二年				
七四九	養老二十三年				
七五〇	養老二十四年				
七五一	養老二十五年				
七五二	養老二十六年				
七五三	養老二十七年				
七五四	養老二十八年				
七五五	養老二十九年				
七五六	養老三十年				
七五七	養老三十一年				
七五八	養老三十二年				
七五九	養老三十三年				
七六〇	養老三十四年				
七六一	養老三十五年				
七六二	養老三十六年				
七六三	養老三十七年				
七六四	養老三十八年				
七六五	養老三十九年				
七六六	養老四十年				
七六七	養老四十一年				
七六八	養老四十二年				
七六九	養老四十三年				
七七〇	養老四十四年				
七七一	養老四十五年				
七七二	養老四十六年				
七七三	養老四十七年				
七七四	養老四十八年				
七七五	養老四十九年				
七七六	養老五十年				
七七七	養老五十一年				
七七八	養老五十二年				
七七九	養老五十三年				
七八〇	養老五十四年				
七八一	養老五十五年				
七八二	養老五十六年				
七八三	養老五十七年				
七八四	養老五十八年				
七八五	養老五十九年				
七八六	養老六十年				
七八七	養老六十一年				
七八八	養老六十二年				
七八九	養老六十三年				
七九〇	養老六十四年				
七九一	養老六十五年				
七九二	養老六十六年				
七九三	養老六十七年				
七九四	養老六十八年				
七九五	養老六十九年				
七九六	養老七十年				
七九七	養老七十一年				
七九八	養老七十二年				
七九九	養老七十三年				
八〇〇	養老七十四年				
八〇一	養老七十五年				
八〇二	養老七十六年				
八〇三	養老七十七年				
八〇四	養老七十八年				
八〇五	養老七十九年				
八〇六	養老八十年				
八〇七	養老八十一年				
八〇八	養老八十二年				
八〇九	養老八十三年				
八一〇	養老八十四年				
八一一	養老八十五年				
八一二	養老八十六年				
八一三	養老八十七年				
八一四	養老八十八年				
八一五	養老八十九年				
八一六	養老九十年				
八一七	養老九十一年				
八一八	養老九十二年				
八一九	養老九十三年				
八二〇	養老九十四年				
八二一	養老九十五年				
八二二	養老九十六年				
八二三	養老九十七年				
八二四	養老九十八年				
八二五	養老九十九年				
八二六	養老一百年				
八二七	養老一百零一年				
八二八	養老一百零二年				
八二九	養老一百零三年				
八三〇	養老一百零四年				
八三一	養老一百零五年				
八三二	養老一百零六年				
八三三	養老一百零七年				
八三四	養老一百零八年				
八三五	養老一百零九年				
八三六	養老一百一十年				
八三七	養老一百一十一年				
八三八	養老一百一十二年				
八三九	養老一百一十三年				
八四〇	養老一百一十四年				
八四一	養老一百一十五年				
八四二	養老一百一十六年				
八四三	養老一百一十七年				
八四四	養老一百一十八年				
八四五	養老一百一十九年				
八四六	養老一百二十年				
八四七	養老一百二十一年				
八四八	養老一百二十二年				
八四九	養老一百二十三年				
八五〇	養老一百二十四年				
八五一	養老一百二十五年				
八五二	養老一百二十六年				
八五三	養老一百二十七年				
八五四	養老一百二十八年				
八五五	養老一百二十九年				
八五六	養老一百三十年				
八五七	養老一百三十一年				
八五八	養老一百三十二年				
八五九	養老一百三十三年				
八六〇	養老一百三十四年				
八六一	養老一百三十五年				
八六二	養老一百三十六年				
八六三	養老一百三十七年				
八六四	養老一百三十八年				
八六五	養老一百三十九年				
八六六	養老一百四十年				
八六七	養老一百四十一年				
八六八	養老一百四十二年				
八六九	養老一百四十三年				
八七〇	養老一百四十四年				
八七一	養老一百四十五年				
八七二	養老一百四十六年				
八七三	養老一百四十七年				
八七四	養老一百四十八年				
八七五	養老一百四十九年				
八七六	養老一百五十年				
八七七	養老一百五十一年				
八七八	養老一百五十二年				
八七九	養老一百五十三年				
八八〇	養老一百五十四年				
八八一	養老一百五十五年				
八八二	養老一百五十六年				
八八三	養老一百五十七年				
八八四	養老一百五十八年				
八八五	養老一百五十九年				
八八六	養老一百六十年				
八八七	養老一百六十一年				
八八八	養老一百六十二年				
八八九	養老一百六十三年				
八九〇	養老一百六十四年				
八九一	養老一百六十五年				
八九二	養老一百六十六年				
八九三	養老一百六十七年				
八九四	養老一百六十八年				
八九五	養老一百六十九年				
八九六	養老一百七十年				
八九七	養老一百七十一年				
八九八	養老一百七十二年				
八九九	養老一百七十三年				
九〇〇	養老一百七十四年				
九〇一	養老一百七十五年				
九〇二	養老一百七十六年				
九〇三	養老一百七十七年				
九〇四	養老一百七十八年				
九〇五	養老一百七十九年				
九〇六	養老一百八十年				
九〇七	養老一百八十一年				
九〇八	養老一百八十二年				
九〇九	養老一百八十三年				
九一〇	養老一百八十四年				
九一一	養老一百八十五年				
九一二	養老一百八十六年				
九一三	養老一百八十七年				
九一四	養老一百八十八年				
九一五	養老一百八十九年				
九一六	養老一百九十年				
九一七	養老一百九十一年				
九一八	養老一百九十二年				
九一九	養老一百九十三年				
九二〇	養老一百九十四年				
九二一	養老一百九十五年				
九二二	養老一百九十六年				
九二三	養老一百九十七年				
九二四	養老一百九十八年				
九二五	養老一百九十九年				
九二六	養老二百年				
九二七	養老二百零一年				
九二八	養老二百零二年				
九二九	養老二百零三年				
九三〇	養老二百零四年				
九三一	養老二百零五年				
九三二	養老二百零六年				
九三三	養老二百零七年				
九三四	養老二百零八年				
九三五	養老二百零九年				
九三六	養老二百一十年				
九三七	養老二百一十一年				
九三八	養老二百一十二年				
九三九	養老二百一十三年				
九四〇	養老二百一十四年				
九四一	養老二百一十五年				
九四二	養老二百一十六年				
九四三	養老二百一十七年				
九四四	養老二百一十八年				
九四五	養老二百一十九年				
九四六	養老二百二十年				
九四七	養老二百二十一年				
九四八	養老二百二十二年				
九四九	養老二百二十三年				
九五〇	養老二百二十四年				
九五一	養老二百二十五年				
九五二	養老二百二十六年				
九五三	養老二百二十七年				
九五四	養老二百二十八年				
九五五	養老二百二十九年				
九五六	養老二百三十年				
九五七	養老二百三十一年				
九五八	養老二百三十二年				
九五九	養老二百三十三年				
九六〇	養老二百三十四年				
九六一	養老二百三十五年				
九六二	養老二百三十六年				
九六三	養老二百三十七年				
九六四	養老二百三十八年				
九六五	養老二百三十九年				
九六六	養老二百四十年				
九六七	養老二百四十一年				
九六八	養老二百四十二年				
九六九	養老二百四十三年				
九七〇	養老二百四十四年				
九七一	養老二百四十五年				
九七二	養老二百四十六年				
九七三	養老二百四十七年				
九七四	養老二百四十八年				
九七五	養老二百四十九年				
九七六	養老二百五十年				
九七七	養老二百五十一年				
九七八	養老二百五十二年				
九七九	養老二百五十三年				
九八〇	養老二百五十四年				
九八一	養老二百五十五年				
九八二	養老二百五十六年				
九八三	養老二百五十七年				
九八四	養老二百五十八年				
九八五	養老二百五十九年				
九八六	養老二百六十年				
九八七	養老二百六十一年				
九八八	養老二百六十二年				
九八九	養老二百六十三年				
九九〇	養老二百六十四年				
九九一	養老二百六十五年				
九九二	養老二百六十六年				
九九三	養老二百六十七年				
九九四	養老二百六十八年				
九九五	養老二百六十九年				
九九六	養老二百七十年				
九九七	養老二百七十一年				
九九八	養老二百七十二年				
九九九	養老二百七十三年				
一〇〇〇	養老二百七十四年				

七三六	八																	遣新羅使人の歌	19
七三七	九																	藤原四兄弟没	20
七三八	一〇																	家持、内舍人	21
七三九	一一																	亡妾悲傷歌	22
七四〇	一二																	藤原広嗣の乱。恭仁京に遷都	23
七四一	一三																		24
七四二	一四																		25
七四三	一五																		26
七四四	一六																	難波宮に遷都。安積皇子挽歌	27
七四五	一七																	都を平城京に戻す。家持従五位下	28
七四六	一八																	雪の応詔歌。家持越中守。書持没	29
七四七	一九																		30
七四八	二〇																		31
七四九	天平勝宝元																	家持、従五位上。陸奥国黄金献上	32
七五〇	二	孝謙																	33
七五一	三																	家持、少納言、帰京	34
七五二	四																	東大寺大仏開眼	35
七五三	五																	家持、春愁三首	36
七五四	六																	鑑真来朝。家持、兵部少輔	37
七五五	七																	家持、防人歌収集	38
七五六	八																	聖武太上天皇没。家持、喻族歌	39
七五七	天平宝字元																	家持山菅の歌。橘奈良麻呂の変	40
七五八	二																	家持、因幡守	41
七五九	三	淳仁																万葉集最終歌	42
七六〇	四																	惠美押勝	43
七六一	五																		44
七六二	六																	家持、信部（中務）大輔	45
七六三	七																		46
七六四	八	称徳																家持、薩摩守。惠美押勝の乱	47
七六五	天平神護元																		48
七六六	二	神護景雲元																家持、大宰少貳	49
七六七																			50
七六八	二																		51
七六九	三																		52

[illegible]

【越中以前】

大伴宿祢家持の初月の歌一首

①振^ふ仰^りけて若^{わか}月^{づき}見^みれば一^{ひと}目^め見^みし人^{ひと}の眉^{まゆ}引^ひ思^{おも}ほゆるかも（六・九九四） 天平五年

大伴家持の秋の歌四首（そのうちの一首）

②雨あましも隠こもりり情いぶせみ出で見れば春日の山は色づきにけり（八・一五六八） 天平八年

十一年己卯夏六月、大伴宿祢家持、亡りし妾を悲傷びて作る歌一首

③今よりは秋風寒く吹きなむをいかに独り長き夜を宿む（三・四六二）天平十一年

④秋さらば見つつ偲へと妹が植ゑし屋前の石竹花咲きにけるかも（四六四）

月移りて後、秋風を悲しび嘆きて家持の作る歌一首

⑤うつせみの世は常なしと知るものを秋風寒み偲しのひつるかも（四六五）

また、家持の作る歌一首 短歌を并せたり

(長歌は省略)

反歌(三首のうちの二首)

⑥出でて行く道知らませばあらかじめ妹を留めむ関も置かましを(四六八)

⑦妹が見し屋前に花咲き時は経ぬ我が泣く涙いまだ干なくに(四六九)

*妹が見し棟の花は散りぬべしわが泣く涙いまだ干なくに(七九八・憶良)

悲緒いまだ息まず、また作る歌五首(そのうちの四首)

⑧かくのみにありけるものを妹もわれも千歳のごとく憑みたりける(三・四七〇)

⑨世間は常かくのみとかつ知れど痛み情は忍びかねつも(四七二)

⑩佐保山にたなびく霞見るごとに妹を思ひ出泣かぬ日はなし(四七三)

⑪昔こそ外にも見しか吾妹子が奥つ城と思へば愛しき佐保山(四七四)

橙橘初めて咲き、霍公鳥蹴り嚔く。此の時候に対ひて、詎そ志を暢べざらむ。因りて三首の短歌を作りて、鬱結の緒を散らさまくのみ。(そのうちの一首)

⑫あしひきの山辺に居れば霍公鳥木の間立ちくき鳴かぬ日はなし(一七・三九一一)

天平十三年

右は、四月三日に、内舍人大伴宿祢家持、久途の京より弟書持に報へ送れり。

大伴宿祢家持、坂上家の大嬢に贈る歌二首 離り絶えたることあまた年にして、復会ひて相

聞往来す

⑬忘れ草わが下紐に着けたれど醜の醜草言にしありけり(四・七二七)

⑭人も無き国もあらぬか吾妹子と携ひ行きて副ひてをらむ(七二八)

さらに、大伴宿祢家持、坂上大嬢に贈る歌十五首(そのうちの二首)

⑮夢の逢ひは苦しかりけり覺きてかき探れども手にも触れねば(四・七四一)

⑯一重のみ妹が結ばむ帯をすら三重結ぶべくわが身はなりぬ(七四二)

大伴家持の晩蟬の歌一首

⑰隠りのみ居ればいぶせみ慰むと出で立ち聞けば来鳴く晩蟬(八・一四七九) 夏雑歌

大伴家持の霍公鳥の歌二首(そのうちの一首)

⑱夏山の木末の繁に霍公鳥鳴き響むなる声の遥けさ(八・一四九四) 夏雑歌

瘦^やせたる人を嗤^{わら}咲^らふ歌二首

⑱ 石麻呂^{いは}にわれ物申す夏瘦^なせに良しといふ物そ鰻^{むなぎ}取り食^くせ（一六・三八五三）

⑳ 瘦^やす瘦^やすも生^いけらばあらむをはたやはた鰻^{むなぎ}を捕^とると川^がに流^{なが}るな（三八五四）

右は、吉田連^{むらじおゆ}老^らといふひとあり。字^なは石麻呂^{いはまろ}と曰^いへり。所謂^{いはゆる}仁敬^{にけい}の子なり。その老^ら、人^{ひと}と為^なり身体^{からだ}甚^{いた}く瘦^やせたり。多く喫飲^{くつ}すれども、形飢饉^{けいきん}に似^にたり。此^{これ}に因^よりて大伴宿祢家持^{おほなうぢのけもち}の、聊^{いささ}かにこの歌を作りて、戯^{たはぶ}れ咲^{わら}ふことを為^なせり。

【越中時代】

長逝^{ながし}せる弟^{あな}を哀傷^{かな}しぶる歌一首 短歌^{あは}を并^{あは}せたり

① 天離^{あまごか}る 鄙治^{ひなをさ}めにと 大君^{おほきみ}の 任^{まけ}のまにまに 出^でて来^こし われを送^{おく}ると あをによし

奈良山^{たひら}過^いぎて 泉川^い 清^きき川原^{がはら}に 馬^{うま}とどめ 別^{わか}れし時^{とき}に 真幸^{まさき}くて 吾^{われ}帰^{かへ}り来^こむ

平^{たい}けく 斎^{いは}ひて待^{まち}てと 語^{かた}らひて 来^こし日^ひの極^{きは}み 玉梓^{たまほこ}の 道^{みち}をた遠^{とほ}み 山川^{さんせん}の 隔^へりてあれば

嬉^{うれ}しみと 吾^あが待^{まち}ち問^とふに 逆言^{さかづ}の 狂言^{たはごと}とかも 愛^はしきよし 吾弟^{なのおと}の命^{みこと} 何^{なん}しか

も 時^{とき}しはあらむを はだ薄^{すすき} 穂^ほに出^いる秋^{あき}の 萩^{はぎ}の花^{はな} にほへる屋戸^{やど}を 言^いふこころは、

この人^{ひと}、人^{ひと}となり花草花樹^{かふく}を愛^{あい}でて多く寢院^{ねいん}の庭^{にわ}に植^うう。かれに花薰^{はなぐさ}へる庭^{にわ}と謂^いへり 朝廷^{てうてい}に 出^いで立^たち平^{なら}

し 夕庭^{ゆふにわ}に 踏^ふみ平^{たい}げず 佐保^{さほ}のうちの 里^{さと}を行^いき過^すぎ あしひきの 山^{やま}の木末^{こぬえ}に

白雲^{はくうん}に 立^たち棚引^{たなひき}くと 吾^{われ}に告^つげつる 佐保山^{さほやま}に火葬^{くわさう}せり。かれに佐保^{さほ}の内の里^{うちのさと}を行^いき過^すぎといへり

（一七・三九五七）

② 真幸^{まさき}くと言^いひてしものを白雲^{はくうん}に立^たち棚引^{たなひき}くと聞^きけば悲^{かな}しも（三九五八）

③ かからむとかねて知^しりせば越^この海^{うみ}の荒穢^{あらし}の波^{なみ}も見^みせましものを（三九五九）

右は、（天平十八年）九月二十五日に、越中守大伴宿祢家持^{おほなうぢのけもち}、遙^{はるか}かに弟^{あな}の喪^{さう}を聞^きき、感傷^{かな}しびて作^{つく}

れり。

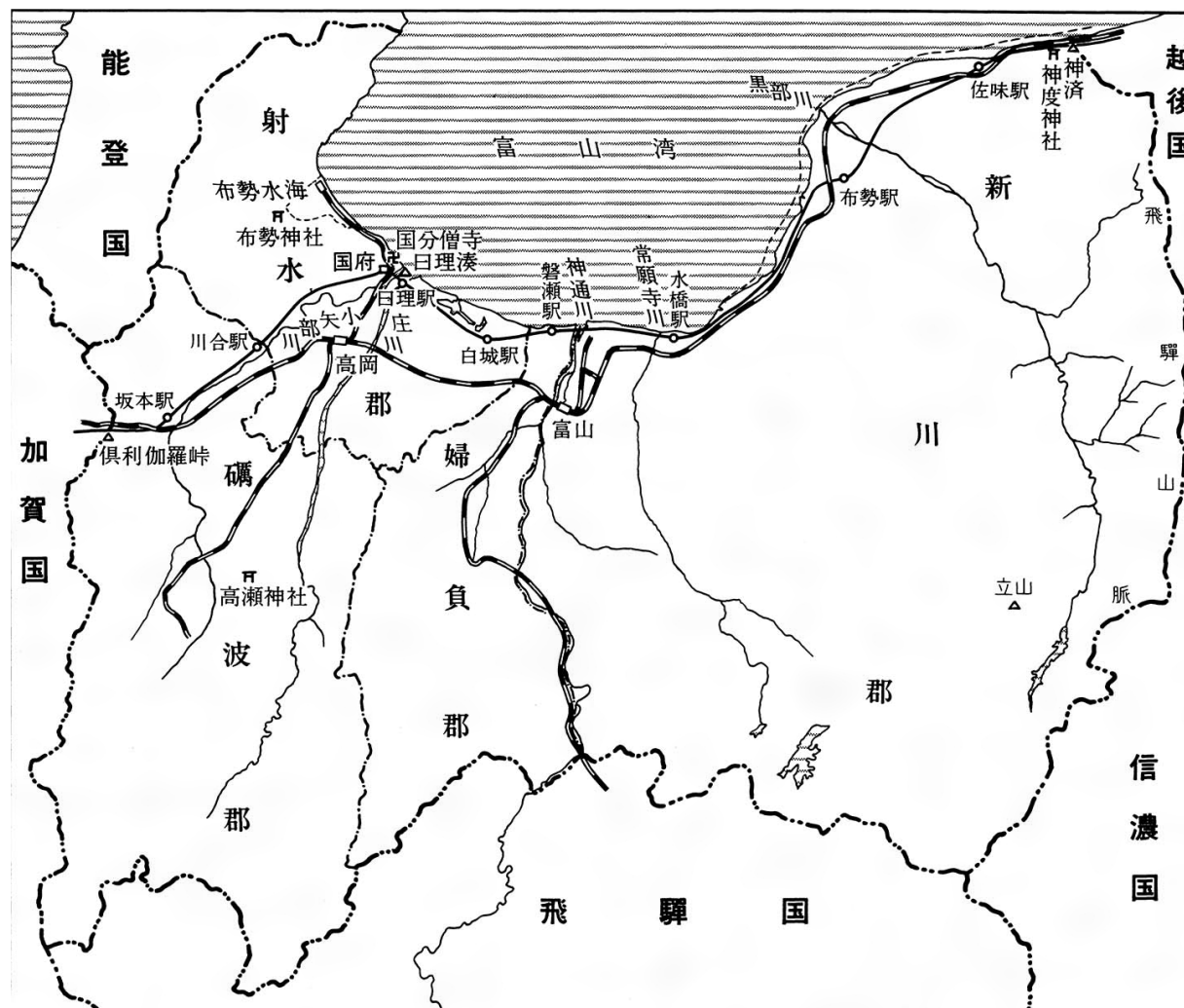
* 悔^{くや}しかもかく知らませばあをによし国内^{くわにち}ことごと見^みせましものを（七九七・憶良）

忽^{たち}に枉疾^{わうしつ}に沈^{しづ}み、 殆^{ほと}に泉路^{いずみぢ}に臨^みむ。よりて歌詞^かを作りて、悲緒^{かな}を申^のぶる一首 短

歌^{うた}を并^{あは}せたり（そのうちの長歌省略^{ながかしょうりやく}、短歌二首のうち一首）

④ 世間^{よのなか}は数^{かず}なきものか春花^{はるはな}の散^まりの乱^{まが}ひに死^しぬべき思^{おも}へば（一七・三九六三）

右は、（天平）十九年春二月二十日に、越中国^{えちごのくに}の守^しの館^{やかた}にして、病^{やま}に臥^ふし悲^{かな}しび傷^{いた}みて、聊^{いささ}かに此^この歌^{うた}を作^{つく}れり。



- ⑤ 立山たちやまの賦あは一首 短歌を并せたり 此の立山は、新川郡にあり（長歌省略、短歌二首のうち一首）
（天平十九年）四月二十七日に、大伴宿祢家持作れり。

新川郡にひかわの延槻川はひつきがはを渡る時に作る歌一首

- ⑥ 立山たちやまの雪ゆきし消くらしも延槻はひつきの川がはの渡わたり瀬ぜ燈あぶみ浸つかすも（一七・四〇二四）

陸奥国みちのくのより金くがねを出いだせる詔書みことを賀ほく歌一首 短歌を并せたり

- ⑦ 葦原あしはらの瑞穂みづほの国くにを天降あまくだり 領しらしめしける 天皇すめろきの神みことの命いのちの御代みよ重かさね 天あまの日嗣ひつぎと 領しらし来る 君きみの御代みよ御代 …… 然れども わご大君おほきみの諸人もろひとを誘いざなひ給たまひ 善よき事ことを 始はじめ給たまひて 黄金くがねかも たしけくあらむと 思おもほして 下悩したますに 鶏とりが鳴なく 東あづまの国くにの 陸奥みちのくのの 小田をだなる山やまに 黄金くがねありと 申し給たまへれ …… 此こをしも あやに貴うみ 嬉うれしけく いよよ思おもひて 大伴おほともの 遠とほつ神祖かむおやの その名なをば 大来目おほくめ主ぬしと 負おひ持もちて 仕つかさへし官つかさ 海行みづかば 水浸みづく屍かばね 山行やまかば 草生くさむす屍み 大君おほきみの 辺へにこそ死しなめ 顧かへりみは せじと言こと立て 大夫おほの 清きよきその名なを 古いにしへよ 今いまの現まに 流ながさへる 祖おやの子等こどもそ 大伴おほともと 佐伯さうの氏うぢは 人ひとの祖おやの 立たつる言こと立たて 人ひとの子は 祖おやの名絶なたず 大君おほきみに 奉仕まつつふものと 言ことひ継つげる 言ことの職つかさそ 梓弓あづきゆみ 手てに取り持もちて 劍つるぎ大刀たち 腰こしに取り佩はき 朝守あさもり 夕ゆふの守もりに 大君おほきみの 御門みかどの守も護り われをおきて 人ひとはあらしと 弥立いやたて 思おもひし増まさる 大君おほきみの 御言みことの幸さきの 一ひとに云いはく、を 聞きこけば貴たかみ 一ひとに云いはく、貴うくしあれば（一八・四〇九四）

反歌三首（そのうちの二首）

- ⑧ 大伴おほともの遠とほつ神祖かむおやの奥津城おくつぎはしるく標立しめて人ひとの知しるべく（四〇九六）
⑨ 天皇すめろきの御代みよ栄さかえむと東あづまなる陸奥山みちのくのやまに黄金花くがね咲さく（四〇九七）

天平感宝元年五月十二日に、越中国の守の館にして大伴宿祢家持作れり。

《参考》

・…聞きここし食をす食国をすくにの東ひむがしのかた方みちのくの 陸奥国をだのこほりの小田郡くがねいに金出くがねいでたりと奏まをして進たてまれり。…
…又大伴・佐伯宿祢は、常も云ふ如く、天皇が朝守り仕へ奉る事顧なき人等ひとどもにあれば、汝いましたちの祖おやどもの云ひ来らく、「海行かば水づく屍、山行かば草むす屍、王おほきみのへにこそ死なめ、のどには死なじ」と云ひ来る人等ひとどもとも聞こし召す。是を以ちて遠天皇の御世を始めて、今朕が御世に当りても、内の兵と心の中うちのことはなも遣つかはす。…（第十三詔・天平感宝元・四・一）

史生尾張少咋に教へ諭す歌一首 短歌を并せたり

(漢文は省略)

- ⑩大汝 少彦名の 神代より 言ひ綴ぎけらく 父母を 見れば尊く 妻子見れば 愛しくめぐし うつせみの 世の理と……(四一〇六) 天平感宝元年
* 父母を 見れば尊し 妻子見れば めぐし愛し 世の中は かくぞ道理……(八〇〇・憶良)

反歌三首(そのうちの一首)

- ⑪紅は移ろふものそ 橡の 馴れにし衣になほ若かめやも(四一〇九)
右は、五月十五日に、守大伴宿祢家持作れり。

天平勝宝二年三月一日の暮に、春の苑の桃李の花を眺めて作る二首

- ⑫春の苑紅にほふ桃の花下照る道に出で立つ少女(一九・四一三九)
⑬わが園の李の花か庭に降るはだれのいまだ残りたるかも(四一四〇)

堅香子草の花を攀ぢ折る歌一首

- ⑭物部の八十少女らが汲みまがふ寺井の上の堅香子の花(四一四三) 天平勝宝二年

遥かに江を浜る船人の歌を聞く歌一首

- ⑮朝床に聞けば遥けし射水川朝漕ぎしつ歌ふ船人(四一五〇) 天平勝宝二年

挽歌一首 短歌を并せたり(長歌省略)

- ⑯遠音にも君が嘆くと聞きつれば哭のみし泣かゆ相思ふわれは(四二一五)
⑰世の中の常無きことは知るらむを情尽すな大夫にして(四二一六)
右は、大伴宿祢家持、賀南右大臣家の藤原二郎が慈母を喪へる患を弔ふ。

(天平勝宝二年) 五月二十七日

* 「南右大臣家」は南家藤原氏。不比等の子供たち藤原四兄弟のうち長男武智麻呂の家系。武智麻呂の長男豊成が天平勝宝元年四月に右大臣になった。「藤原二郎」は豊成の次男。誰を指すか明らかではないが、継縄か。ただし、家持の娘が継縄の妻になったという記録はない。

【越中以後】

(二月) 二十三日、興に依りて作る歌二首

①春の野に霞たなびきうら悲しこの夕かげに鶯鳴くも(一九・四二九〇) 天平勝宝五年

②わが屋戸のいささ群竹吹く風の音のかそけきこの夕かも(四二九一)

二十五日、作る歌一首

③うらうらに照れる春日に雲雀あがり情悲しも独りしおもへば(四二九二)

春日遅延にして、鶺鴒正に啼く。悽惻の意、歌にあらずは撥ひ難し。よりて此の歌を作り、式ちて締緒を展ぶ。但し此の巻の中、作者の名字を称はず、徒年月所処縁起のみを録せるは、皆大伴宿祢家持の裁作れる歌の詞なり。

族に喩す歌一首 短歌を并せたり

(長歌は省略。短歌二首のうちの一首)

④剣大刀いよよ研ぐべし古ゆ清けく負ひて来にしその名そ(二〇・四四六七)

天平勝宝八年

右は、淡海真人三船の讒言に縁りて、出雲守大伴古慈斐宿祢解任せらる。是を以ちて家持此の歌を作れり。

《参考》

・出雲国守従四位上大伴宿祢古慈斐・内豎淡海真人三船、朝廷を誹謗して、人臣の礼无きに坐せられて、左右衛士府に禁ぜらる。(続日本紀 天平勝宝八・五・一〇)

・詔して並びに放免したまふ。(同 同二三)

病に臥して無常を悲しび、修道を欲して作る歌二首(そのうちの一首)

⑤うつせみは数なき身なり山川の清けき見つつ道を尋ねな(四四六八)

以前の歌六首は、六月十七日に、大伴宿祢家持作れり。

勝宝九歳六月二十三日、大監物三形王の宅に宴する歌一首

⑥移り行く時見る毎に心いたく昔の人し思ほゆるかも(四四八三) 天平勝宝九年

右は、兵部大輔大伴宿祢家持作れり。

⑦咲く花は移ろふ時ありあしひきの山菅の根し長くはありけり(四四八四) 天平勝宝九年
右の一首は、大伴宿祢家持、物色の変化を悲しび怜びて作れり。

《参考》

○天平勝宝九年七月四日 橘奈良麻呂の変

- ・安宿王、黄文王、橘奈良麻呂、大伴古麻呂、多治比犢養、多治比礼麻呂、大伴池主、多治比鷹主、大伴兄人等が共謀。
- ・黄文王、道祖王、大伴古麻呂、多治比犢養、小野東人、賀茂角足は「並杖下死」。
- ・安宿王と妻子は佐度に配流。
- ・信濃守佐伯大成と土左守大伴古慈斐は任国に流罪。
- ・遠江守多治比国人は伊豆国に配流。
- ・それ以外は「或死獄中」あるいは配流。

二月、式部大輔中臣清麻呂朝臣の宅に宴する歌十五首（そのうちの一首）
⑧八千種の花は移るふ常磐なる松のさ枝をわれは結ばな（四五〇一） 天平宝字二年
右の一首は、右中弁大伴宿祢家持のなり。

三年春正月一日、因幡国の庁にして、饗を国郡の司等に賜ふ宴の歌一首
⑨新しき年の始の初春の今日降る雪のいや重け吉事（四五一六） 天平宝字三年
右の一首は、守大伴宿祢家持作れり。